

第100号議案

指定管理者の指定について

施設の名称　　ふくい健康の森
（県民健康センター）

指定管理者候補者選定結果

指定管理者指定申請書

健康福祉部

「ふくい健康の森（県民健康センター）」の指定管理者候補者の選定について

ふくい健康の森（県民健康センター）の指定管理者の申請の募集について、ふくい健康の森（県民健康センター）指定管理者選定委員会の審査結果を踏まえ、指定管理者候補者を次のとおり選定いたしました。

- 1 団体名 公益財団法人福井県健康管理協会
- 2 所在地 福井県福井市真栗町47号48番地
- 3 指定期間 5年間（令和6年4月1日から令和11年3月31日まで）

4 選定理由

当該団体は、ふくい健康の森（県民健康センター）指定管理者選定委員会の審査において、ふくい健康の森の設置および管理に関する条例で定める指定の基準に十分適合しているものと評価され、指定管理者にふさわしいと認められることから、当該団体を指定管理者候補者に選定します。

5 申請団体数

1団体

6 選定委員会での審査結果

① 選定委員会委員

委員名	役職
井川 正道	福井大学医学部教授
北出 順子	福井大学医学部准教授
佐々木 孝美	福井県中小企業診断士協会理事
矢澤 真代	全国健康保険協会福井支部企画総務部保健グループ
杉田 一宏	福井県健康福祉部健康医療局保健予防課長

②審査結果

審査基準	配点	申請団体名
		公益財団法人 福井県健康管理協会
1 県民の平等な利用が確保されていること。	適/不適	適
2 施設の効用を最大限に発揮するものであること。 ・ふくい健康の森の設置目的や業務への適合性 ・利用者へのサービス向上のための取組み ・利用者の安全確保のための取組み ・利用者の増、利用促進のための取組み ・利用者の意見の反映、業務改善への取組み ・提案した計画の内容の妥当性、実現可能性、持続性	200	124.8
3 管理の経費の縮減が図られるものであること。 ・管理運営に係る県の支出経費 ・提案した提示額の妥当性、実現可能性、持続性	150	135.0
4 管理を安定して行う能力を有するものであること ・人的能力（管理運営組織、人員配置等） ・物的能力（財務状況、資産、提携団体等） ・申請者の実績（同種の施設の管理運営実績等） ・業務全般に対する取組み姿勢 ・提案した内容の妥当性、実現可能性、持続性	150	109.4
総合得点（満点500）	500	369.2

※ 点数は5名の選定委員の採点の合計点です。

③講評

- 審査基準1については、県民に対し広く平等に利用する機会を確保する旨が提案されており、適と評価された。
- 審査基準2については、当日中に検診結果を伝える体制確保への取組みや、女性に優しい健診施設への取組み、特定保健指導の利用者増を図るための取組みなどの提案が評価された。
- 審査基準3については、きめ細かな省エネ・節電対策などの経費縮減に向けた取組みの提案が評価された。
- 審査基準4については、指定管理者としてふくい健康の森の管理を行ってきた実績があり、安定した管理運営を行うことのできる体制が整っている点が評価された。
- 以上の総合的な評価により、公益財団法人福井県健康管理協会は、ふくい健康の森（県民健康センター）の指定管理者に求められる水準に十分達しているものと評価された。

- 7 今後、県議会に指定管理者指定の議案を提案します。
県議会の議決を得た後、正式に指定管理者に指定されます。

様式第1号(第2条関係)



福健第 196 号
令和 5年10月 5日

福井県知事 杉本 達治 様

申請者 主たる事務所の所在地 福井市真栗町47-48
公益財団法人 福井県健康管理協会
名称および代表者の氏名 理事長 岩壁 明彦

指定管理者指定申請書

ふくい健康の森(県民健康センター)の管理に関する業務を行いたいので、ふくい健康の森の設置および管理に関する条例第4条第2項の規定により、下記の書類を添えて、申請します。

記

- 1 ふくい健康の森(県民健康センター)の管理の業務に関する事業計画書
- 2 定款もしくは寄附行為および登記事項証明書またはこれらに準ずる書類
- 3 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表その他財務の状況を明らかにする書類(申請の日の属する事業年度または前事業年度に設立された法人その他の団体にあつては、その設立時における財産目録)
- 4 申請の日の属する事業年度および翌事業年度における事業計画書および収支予算書
- 5 役員の氏名、住所および略歴を記載した書類
- 6 ふくい健康の森(県民健康センター)の管理の業務を行う組織および運営に関する事項を記載した書類
- 7 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 8 ふくい健康の森の設置および管理に関する条例第5条各号に掲げる基準に適合していることを確認するために知事が必要と認める書類

ふくい健康の森（県民健康センター）の管理の業務に関する事業計画書

1 団体の概要

団体の種別	公益財団法人 社団法人 株式会社 有限会社 NPO 法人 その他 ()			
団体名	公益財団法人 福井県健康管理協会			
所在地	福井県福井市真栗町47-48			
代表者名	理事長 岩壁 明美			
電話番号	0776-98-8000			
FAX 番号	0776-98-3502			
メールアドレス	kenmin@fkenkan.or.jp			
設立年月日	昭和45年8月29日 (公益財団法人移行年月日 平成25年4月1日)			
資本金 (基本財産)	3,000万円			
従業員数	令和5年9月30日現在 〇人			
主な事業内容	<p>福井県民の健康管理、特にがんをはじめとする生活習慣病の予防、早期発見、早期治療のための健(検)診を実施するとともに、保健衛生に関する知識の普及に必要な事業を行う。また、健康長寿県を目指して福井県が推進する健康づくり事業を促進するための事業を行い、県民の健康福祉の向上に寄与することを目的としている。</p> <p>(1) 県民の生活習慣病(がん・脳血管障害・心臓疾患等)の健診及び医療相談に関する事業並びに健康管理・結核予防・保健衛生に関する知識の普及に関する事業</p> <p>(2) 県民の健康管理、体力づくり・生きがいづくりを一体的に推進する事業</p> <p>(3) 県民の健康管理及び健康づくりに必要な調査研究に関する事業</p> <p>(4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>			
同種の施設の管理運営業務の実績	名称	所在地	業務内容	運営期間
	県民健康センター	福井市真栗町 47-48	<ul style="list-style-type: none"> ・健康の増進および運動障害回復訓練に関する指導、相談および講座の開催 ・健康診査 ・健康に関する情報の提供 ・健康の増進に関する会議、研修等を行うために必要な施設の提供 ・健康の森の業務に付随する医療の提供 ・その他健康の増進に関する業務 	平成6年7月～現在に至る
提携団体名	一般社団法人 福井県医師会			

2 ふくい健康の森（県民健康センター）の指定管理者を希望する理由

当協会は、昭和45年、がん対策の推進を目的に福井県医師会により設立し、県や医師会、市町とともに県内全域において各種がんの集団検診を一元的に実施するなど、がんの早期発見、県民の健康増進に努めてきた。

この豊富な経験と実績を活かし、平成6年から、県の委託を受けて県民健康センターの管理運営に携わってきたところであり、28年間に約30万人（健康診査等14万人、運動機能訓練12万人、各種教室等4万人）の県民が利用されている。

県民健康センターでは、経験豊富な医師や医療スタッフにより、高い精度管理のもと、安全で安心な健康診断やがん検診などの医療サービスを誠実に提供してきた。

令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、県内では医療機関への受診控えに加えて、健診（検診）の受診者が減少傾向にあったが、その間、県民健康センターの受診者数は増加しており、セーフティネットとしての役割を果たしてきた。

ポストコロナへの対応など世の中の制度や仕組みが変わっていく中で、生活習慣病の予防、がん予防、健康づくりに関する普及啓発などを一体的に実施し、県民の心身の健康づくりをサポートする公的機関としての役割を真摯に受け止め、質の高い健診に寄与したいとの考えのもと、引き続き、県民健康センターの指定管理者を希望する。

3 管理運営基本方針

健診機関である県民健康センターは関係法令等の各規定に基づき、精度管理された健診体制のもと、サービスの向上、受診者（利用者）の利便性・満足度向上に努めることを基本方針とする。

○ 生活習慣病予防の推進

- ・がんをはじめとする生活習慣病を予防するため健診事業の推進、健診後に受診者の状況に応じた積極的な特定保健指導、健康相談を実施する。
- ・広く県民へ知識の普及啓発を行い、生活習慣病に対する意識の向上を図る。

○ 健康づくりのための事業推進

- ・健康教室や健康相談等において運動・栄養・休養を一体的に管理し、健康づくりの増進を図る。

○ 持続可能な組織運営

- ・当協会は平成 25 年の公益財団法人取得を機に、中期事業計画（第 1 次：H25～H29、第 2 次：H30～R4）を策定し、令和 5 年度からは第 3 次中期事業計画（R5～R9）のもと組織運営を行っている。協会が安定した事業を提供していくために、第 3 次中期事業計画に必要な事業目標および指標を新たに目指すべき方向性として示し、着実な管理運営を実施する。

第 3 次中期計画の目指すべき方向性

- (1) 状況変化への柔軟な対応 ～感染症など環境変化への対応～
受診者・利用者確保
- (2) 情報発信強化 ～的確な発信への取組み～
広報強化(健康情報発信)
- (3) 信頼あるサービス提供 ～安全安心なサービス～
施設の維持管理
- (4) 組織体制の強化 ～安定的な経営基盤づくり～
 - ① 経営分析・体制の強化
 - ② 経営資源の適正な運用
 - ③ 人材育成・確保
 - ④ 組織強化のための整備

4 管理運営業務計画

(1) 利用者へのサービス向上のための取組み

ア 開館時間および休館日の設定

	開館時間	休館日	備考
県民健康センター	8:30～17:00	土、日、祝日、12/29～1/3 (※1)ただし、毎月第2土曜と第4日曜は開館し、第2土曜の週の月曜日、第4日曜の翌日の月曜日を休館とする。 施設保守点検等のため臨時休館する場合あり。	(※1)土・日に利用を希望する方へのサービス向上により、県内の主要な健診施設との差別化を図り、利用者を確保する。

イ 利用料金の設定

健康診査については条例別表第五に定める限度額を上限として設定する。ただし、特定保健指導料においては限度額にする。

また、施設等貸出については条例別表第二に定める限度額を上限に下表のとおりとする。

(単位：円)

施設	区分	条例限度額	設定額	算定根拠
会議室	午前	2,620	1,400	限度額×0.5
	午後	3,350	1,700	〃
	全日	5,970	3,000	〃
研修室	午前	4,720	2,400	〃
	午後	6,390	3,200	〃
	全日	11,100	5,600	〃
オエンション室	午前	2,520	1,300	〃
	午後	3,350	1,700	〃
	全日	5,870	3,000	〃

ウ 利用者の利便性向上のための取り組み

① 正確で効率的な健診の提供

- ・ 健診受診当日に結果を説明し自身の健康意識を向上させる。
- ・ 健診結果が要精検・要治療の場合、緊急性の高い場合には当日に紹介状を発行し、必要に応じて受診予約を行う。また、3か月後には精検受診の確認を行う。
- ・ 年齢性別により検査しておきたい項目などのオプション検査を予約時・受診当日に受けることを可能にする。

② 特定保健指導の強化

- ・ 健診当日に保健指導が受けられない方に対し後日指導が受けられるようにする。
- ・ ICTを活用し遠隔の面談、指導を行い利便性を図る。

③ 女性に優しい健診機関として受診環境を整備する

- ・ 女性の健康支援を目的とし毎週木曜日と隔週金曜日（7,8月は毎週木・金曜日）は女性専用の健診として「女性の健診日」を継続実施する。
- ・ 厚生労働省が定める「女性の健康週間（3/1～8）」の期間に休日レディースがん検診と合わせ癒されるワークショップを行う。（きらめく女性の健康応援 DAY）

エ 苦情処理の方法

- ・ 苦情が発生した場合は誠意を持って速やかに対応し、原則全ての苦情を公開する。
- ・ 県民健康センター業務検討委員会（月1回）において、苦情内容・対処および改善内容を明確にして職員全員で共有し再発防止に努める。
- ・ 必要に応じ県に報告する。

（2）利用者の安全確保のための取り組み

ア 個人情報の取扱いについての取り組み

公益財団法人福井県健康管理協会が定める個人情報保護取扱規程、情報セキュリティに関する要領および危機管理規程に基づき、個人情報の取り扱いおよび保護を確実にを行う。特に電子情報については、セキュリティの強化とバックアップ体制の推進を図るとともに、安全性を保つための職員の意識と技能の向上に努める。

イ 施設の維持管理の取り組み

利用者の安全と安心を確保するため、施設・設備の法定点検または任意点検を行い、確実な維持管理を行う（仕様書（別記1）に基づく点検）。また、施設・設備等に障害

が発生した場合は、利用者の安全を確保するとともに迅速な対応を行う。さらに、直ちに県に報告し、その後の対応を協議する。

ウ 利用者の安全を確保するための取組み

- ・ 防災対策および災害、事故発生時の対応マニュアルを整備し、的確に対応するために、避難誘導、安全確保、通報・連絡体制等に関する訓練等を実施する。また、定期的に施設の巡回および設備・備品の点検を行い、利用者が安全かつ安心して利用できる環境美化に努める。
- ・ 各施設に配備されたAEDを適切に使用するため、日々の点検に加えて、年2回AEDを用いた心肺蘇生法の訓練を実施する。
- ・ インシデント委員会を設置し、医療事故および過誤行為等についての報告をまとめ原因究明と対策を検討し、その再発防止策等を職員全員に周知徹底する。

(3) 利用者の増、利用促進のための取組み

ア 利用者の増、利用促進のための具体的な取組み

施設	具体的な取組み (目的、事業内容、対象者、実施時期・頻度等)	利用者 増加見込数
県民健康センター		
県民健康センター 全体		全体 260 人 増/5 年
健康増進・運動 障害回復訓練指 導・相談・講座 開催	<p>○健康増進教室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 心身ともに健康な生活が維持できるよう健康づくりをサポートする。 内 容：健診結果から健康力UP、腸内細菌を整える。青空ヨガ、健康ウォーキング、がん予防ロコモ・フレイル予防、認知症予防 知っている様で知らない睡眠の話 幸せな日を過ごすアンガーマネジメント等 対 象：健診受診者、女性、親子、一般県民 従事者：医師、保健師、管理栄養士、看護師、健康運動指導士、作業療法士 実施時期：通年 <p>○機能回復訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町社会福祉協議会等が実施する事業の支援を行う。 内 容：集団体操・個別訓練など機能回復訓練の実施 施設職員へのリハビリに関する指導 	教室・機能 回復 120 人増/5 年

	<p>従事者：作業療法士を派遣 実施時期：通年</p> <p>○無料相談 ・健康や病気、ストレス等に関する相談を受け付ける。 方 法：利便性を考慮し電話・来館・メール等による相談を受け取る。 対応者：相談内容により各専門職で対応 実施時期：通年</p>	
健康診査	<p>○健康診査 ・適切な精度管理のもと社会情勢、受診者ニーズにあった健康診断を提供する。 ・健康診断の結果をもとに、医師、保健師、管理栄養士が生活習慣などについて、個々に寄り添ったきめ細やかな指導・助言を行う。 ・年齢や性別により必要なオプション検査を予約時および当日に受けられることを可能にする。</p>	受診者 60 人 増/5 年
特定保健指導	<p>○特定保健指導 ・対象の方に診察待ち時間を利用し積極的に勧誘する。 ・健診当日および後日に指導を受けられることができる。 ・健康づくり実践事業者の中で当センターの健診を受け特定保健指導に関心のある事業所へ勧誘する。 従事者：管理栄養士、保健師</p>	指導人数 80 増/5 年
健康に関する情報の提供	<p>○県内の健康情報発信の拠点をめざす。 ・健康意識の向上と知識の普及啓発のために、県医師会や県、市町と情報を共有する。 ・日本対がん協会、国立がんセンターなどの他団体のホームページへリンクすることによって情報を提供する。 ・他団体から依頼がある場合に健康情報を提供する。</p> <p>○施設の活用 ・健康情報の展示会のためにエントランスホールや運動フロアを利用し情報を提供する。</p>	
付随する医療の提供	<p>○県民健康センター業務に付随して必要な場合は、医療を提供する。 ○他管理者から依頼があった場合には、医師の執務が可能な時は対応する。</p>	
その他	○施設利用について、HP等で広報する。	

イ 利用促進のための広報活動

○関係機関との関係強化

- ・ 関係機関へ日常的に訪問するなど、営業を強化する。
- ・ 県立図書館など他の公共施設における広報活動により施設間の相互利用を促進する。

○ホームページや SNS の活用強化

- ・ 年間広報計画に基づき、ホームページ、SNS を活用し、効果的かつ積極的な広報活動を行う。

ウ 健康と生きがいがづくりに関する情報発信活動

○講師派遣

- ・ 市町健康教室等へ講師派遣する。
- ・ 学校や企業向けに禁煙やがん予防、生活習慣病予防に関する情報提供・知識の普及を行う。

○市町や地域等のイベントへの参加

- ・ 各市町の健康フェア等に参加し、健康づくりの啓発活動に積極的に取り組む。
- ・ あわせて健康の森の施設でできる健康づくりを紹介し、施設利用の拡大を図る。
- ・ 子ども会や老人会などの地域活動で行われる健康と生きがいづくり事業へ積極的に協力する。

○健康づくり教室やイベント情報を掲載した季刊誌の発刊

- ・ 季刊誌を定期的に発刊し広く県下全域に発信する。また、営業広報推進チームを中心として SNS を活用し効率良く効果的な発信を行う。

エ 温泉・スポーツ施設指定管理者との連携

- ・ 季刊誌やHPでの情報発信について連携する。
- ・ 県民健康センター、けんこうスポーツセンター・生きがい交流センターそれぞれの施設において、各施設のイベント・講座情報コーナーを設置する。
- ・ 災害発生時の対応について連携する。

(4) 利用者の意見の反映、業務改善についての取組み

ア 利用者数の目標

(単位：人)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	合計
県民健康センター	10,410	10,475	10,540	10,605	10,670	52,700

[算出根拠]

(単位：人)

項目	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	合計
健康診査	5,460	5,475	5,490	5,505	5,520	27,450
特定保健指導	220	240	260	280	300	1,300
健康増進	590	620	650	680	710	3,250
機能回復	3,640	3,640	3,640	3,640	3,640	18,200
施設利用	500	500	500	500	500	2,500
合計	10,410	10,475	10,540	10,605	10,670	52,700

イ 利用者の意見の把握および対応

○利用者の意見の把握

- ・ 意見、要望等を気軽に聴取、投稿できるように待合室にご意見箱を設置する。
- ・ 健診終了時の声かけ、チラシ等へのQRコード掲載、SNSでの投稿等により意見を聴取する。
- ・ 施設利用に関する定期的なアンケート調査（紙面・SNS等）によりお客様のニーズを把握する。

○意見の対応

- ・ 県民健康センター業務検討委員会(月1回)において意見、要望を共有し細かく対応する。
- ・ 対応結果を公開する。(ホームページや待合室への表示)
- ・ アンケート調査の分析によりターゲットを絞り込み的確なサービスを提供する。

5 令和6年度～令和10年度の収支計画

【収入】

(単位：千円)

項目	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	合計	備考
利用料金収入	139,200	139,600	140,000	140,400	140,800	700,000	
入居団体負担金	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	6,000	
その他の収入	100	100	100	100	100	500	
計 (A)	140,500	140,900	141,300	141,700	142,100	706,500	

【支出】

(単位：千円)

項目	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	合計	備考
人件費	161,500	162,500	163,500	164,500	165,500	817,500	
燃料費	7,350	7,650	7,950	8,250	8,550	39,750	
光熱水費	16,320	16,340	16,360	16,380	16,400	81,800	
消耗品費	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	95,000	
修繕費	3,000	3,200	3,200	3,400	3,400	16,200	
委託料 (外部委託)	36,500	36,500	36,500	36,500	36,500	182,500	
通信運搬費	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	24,000	
保険料	200	200	200	200	200	1,000	
使用料・賃借料	3,600	7,600	7,600	7,600	7,600	34,000	
その他の支出	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	115,000	
計 (B)	275,270	280,790	282,110	283,630	284,950	1,406,750	

差引 (B) - (A)	134,770	139,890	140,810	141,930	142,850	700,250	
--------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--

[積算根拠]

○収入

【健康診査】

- ・健康診査受診者数の増加を見込む（5年間で60人の増加）
- ・年齢性別など必要に応じたオプション検査の勧誘

【特定保健指導】

- ・特定保健指導受診者数の増加を見込む（5年間で80人の増加）

【健康教室】

- ・健康教室の開催数の増加および社会情勢にあわせ魅力ある内容とし受講者数の増加を見込む

【機能回復訓練】

- ・社会福祉協議会等の依頼により機能回復訓練を実施

【施設利用】

- ・運動指導室と併せて研修室等を利用できることを周知し利用者数の増加を見込む

○支出

【人件費】

- ・管理運営に必要な有資格者およびその他必要な配置人員により積算
- ・定期昇給などを考慮し各年度額を算出

【燃料費・光熱水費】

- ・継続的な燃料費の高騰を考慮の上、各年度額を積算

【その他の経費】

- ・過去実績(令和4年度まで)に基づき経費を積算

[経費縮減の主な取組み]

【委託料や修繕費等】

- ・入札・相見積もりにより業者を選定し事業経費を縮減（契約先の1社依存の縮減）
- ・長期契約の締結による縮減
- ・計画的な施設・設備の更新(県との連携)による経費縮減
- ・委託契約にかかる仕様書の見直しによる経費縮減

【光熱水費や燃料費等】

- ・冷暖房機器の温度管理や不要な照明の消灯等、省エネ・節電対策による削減
- ・「クールビズ」、「ウォームビズ」の期間延長による削減

【消耗品費等】 ※契約方法の工夫と節約ポイントの設定

- ・デジタル化の促進による業務効率化、ペーパーレス化による経費の削減
- ・消耗物品の適正な管理と発注方法の工夫 ※余剰在庫の削減

【業務内容見直しによる資源の節約】 ※業務経費などの縮減

- ・前後期入札による燃料（A重油）卸業者の選定および納入単価の定期的な見直しによる経費の縮減
- ・事業の効果を測り、不必要な経費の見極めによる経費縮減

6 組織および運営体制

(1) 管理運営組織

[管理運営業務を行う組織の組織図]

別紙①

(2) 人員配置、業務内容および勤務体制等

職名 (職種)	担当業務内容	資格・実務 経験年数等	雇用形態			年齢層	1週間の 勤務時間	人件費 (千円)
			正規	パート	その他			
理事長 事務局長 (事務)	総括管理業務	30年以上	○			■代	38.75	■
副理事長 がん検診事業部長 (医師)	総括管理業務 健診業務	30年以上	○			■代	38.75	■
県民健康センター所長 がん検診事業部副部長 (医師・管理責任者)	総括管理業務 健診業務	30年以上	○			■代	38.75	■
がん検診事業部副部長 (保健師)	総括管理業務 指導業務	30年以上	○			■代	38.75	■
検査課課長 検査室長事務取扱 (臨床検査技師)	検査課総括業務 検査業務	30年以上	○			■代	38.75	■
健康管理課 施設管理室長 (事務・防火管理者)	施設管理総括業務 (防火管理者)	29年	○			■代	38.75	■
検査課主幹 放射線室長事務取扱 (診療放射線技師)	検査課総括業務 X線撮影業務	30年以上	○			■代	38.75	■
県民健康センター所長補佐 健康づくり室長 (作業療法士)	県民健康センター 運営総括業務	30年以上	○			■代	38.75	■
検査課 健康支援室長 (看護師)	健康支援室総括業務 看護業務	30年以上	○			■代	38.75	■
健康管理課 経営企画室長 (事務)	経営企画室総括業務	17年	○			■代	38.75	■
健康管理課 経営企画室主任 (事務)	経理・企画業務	18年	○			■代	38.75	■
健康管理課 経営企画室主査 (事務)	経理・企画業務 県民健康センター運 営運営業務一	11年	○			■代	38.75	■
健康管理課 経営企画室主事 (事務)	経理・企画業務	17年	○			■代	38.75	■

健康管理課 経営企画室主事 (事務)	経理・企画業務	6年	○			■代	38.75	■
県民健康センター 主任 (事務)	県民健康センター 運営業務	11年	○			■代	38.75	■
検査課 放射線室総括主任 (診療放射線技師)	X線撮影業務	30年以上	○			■代	38.75	■
検査課 放射線室主任 (診療放射線技師)	X線撮影業務	27年	○			■代	38.75	■
検査課 放射線室主任 (診療放射線技師)	X線撮影業務	22年	○			■代	38.75	■
検査課 検査室総括主任 (臨床検査技師)	検査業務	29年	○			■代	38.75	■
検査課 検査室主任 (臨床検査技師)	検査業務	30年以上	○			■代	38.75	■
検査課 検査室主任 (臨床検査技師)	検査業務	29年	○			■代	38.75	■
検査課 検査室主任 (臨床検査技師)	検査業務	27年	○			■代	38.75	■
検査課 検査室技師 (臨床検査技師)	検査業務	7年	○			■代	38.75	■
検査課 健康支援室主査 (看護師)	看護業務	30年以上	○			■代	38.75	■
検査課 健康支援室主査 (看護師)	看護業務	22年	○			■代	38.75	■
検査課 健康支援室主査 (看護師)	看護業務	17年	○			■代	38.75	■
検査課健康支援室主査 健康づくり室主査 (保健師)	指導業務	19年	○			■代	38.75	■
検査課健康支援室主任 健康づくり室主任 (管理栄養士)	指導業務	27年	○			■代	38.75	■
健康管理課 施設管理室主任 (ボイラー技士)	施設管理業務 (危険物取扱者)	25年	○			■代	38.75	■
合計 【29名】	-	-	-	-	-	-	-	161,500 (a)

○ 人件費欄 ※印記載の職員については、がん検診事業(協会事業)との兼務職員であるため、上記表の人件費には未計上。

[備考]

資格等の名称	有資格者氏名
医師	■■■■、■■■■
診療放射線技師	■■■■、■■■■、■■■■、■■■■
臨床検査技師	■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■
看護師	■■■■、■■■■、■■■■、■■■■
保健師	■■■■、■■■■
管理栄養士	■■■■
作業療法士	■■■■
防火管理者	■■■■
危険物取扱者 乙種第4類	■■■■
健康運動指導士	■■■■

[勤務のローテーション表]

別紙②

※職員の勤務ローテーション表は、県民健康センター開館歴のとおりとする。

(3) 職員の質の向上に向けた取組み

利用者に安心と確実なサービスを提供するためには、職員の資質向上と業務に対するモチベーションの向上が大切である。また、組織運営の面において体系的・合理的・効果的な運営を行うことが必要であることから、職員の業務遂行能力・企画力・分析力を向上させるため各種研修を実施する。

○施設認定の維持

- ・ 日本消化器がん検診学会指導施設認定
- ・ マンモグラフィ検診施設・画像認定・読影認定
- ・ 日本臨床細胞学会施設認定

○資格認定および職員の資質向上のための研修を受講

- ・ 日本消化器がん検診学会
- ・ 胃がん検診専門技師研修会
- ・ 消化管撮影技術向上セミナー

- ・ 日本乳癌検診学会学術総会
- ・ 乳房画像研究会
- ・ 乳房超音波技術講習会
- ・ 日本健康運動指導士会研修
- ・ 北陸消化器内視鏡技師会技師会研修
- ・ 日本対がん協会保健師・看護師研修会
- ・ がん検診精度管理に関する研修会（胃・大腸・肺・乳・子宮がん）
- ・ ピンクリボンアドバイザー認定等

○職員自らが研修会を企画実施

- ・ 医療職を対象とした所内研修（1回/月）
- ・ 全職員を対象とした所内研修（1回/月）

○特定保健指導の技術向上の取り組み

- ・ 特定健診・保健指導実践者育成研修会

○女性活躍を支援する研修受講

- ・ 企業で働く女性のリーダー育成研修

○職員が健康で生き生きと働き続ける健康づくりの取り組み

- ・ ふくい健康づくり実践事業所として認定

○利用者安全確保能力向上のための訓練と実施

- ・ 災害・事故発生時対応マニュアルの作成
- ・ AED講習会
- ・ 避難訓練の実施

（４）外部委託の方針等

○基本方針

指定管理者の業務は、責任を持って自ら実施することを原則とするが、その内容が定型的で専門業者に委ねる方が合理的・効率的かつ安全性が担保できるものについては、下記により対応することを基本とする。

○業務内容

- | | |
|-----------|------------------|
| ・ 受付業務 | ・ 空調、給排水、消防等設備保守 |
| ・ 清掃業務 | ・ 検査機器等保守 |
| ・ データ入力業務 | ・ 機械警備 |

○選定方法

業務の効率化および経費の縮減等の観点から、十分検討を行った上で、業務委託が必要となった場合は、実績等をふまえた業者指名を行い、原則として入札方式とする。

(5) 緊急時等の対応

○危機発生前

- ・ 他管理者とともに危機管理規程、防災および災害、事故発生時の対応マニュアルを見直す。
- ・ AED 講習会や避難訓練等を実施し、定期的に施設の点検を行うことで、利用者が安全かつ安心して利用できる環境を維持することに努める。
- ・ 不審者の侵入を防ぐため、利用者出入口以外の出入口の管理と施錠の徹底を図る。
- ・ 近隣地区災害時に県、市町、他管理者との連携により災害時の避難場所として協力する。

○危機発生後

- ・ 危機管理規程、防災および災害、事故発生時の対応マニュアルの整備に基づき、利用者の避難誘導、安全確保、関係機関への通報・連絡など迅速に処理を行う。
- ・ 必要に応じた救命措置を行う。
- ・ 不審者を発見した場合は情報共有と対応を迅速に行う。必要に応じ福井南警察署に通報する。

(6) 保険への加入

○賠償責任保険

- ・ 個人情報漏えい保険
- ・ 医師賠償責任保険
- ・ 役員賠償責任保険

○傷害保険

- ・ 医師傷害保険
- ・ 役員傷害保険

7 同種の施設の管理運営実績

名称	所在地	業務内容	運営期間	備考
県民健康センター	福井市真栗町 47-48	・健康の増進および運動障害回復訓練に関する指導、相談および講座の開催 ・健康診査 ・健康に関する情報の提供 ・健康の増進に関する会議、研修等を行うために必要な施設の提供 ・健康の森の業務に付随する医療の提供 ・その他健康の増進に関する業務	平成6年7月 ～現在に至る	

8 提携・協力団体の状況

○一般社団法人 福井県医師会

当協会ががんの予防・早期発見・早期治療を目的として福井県医師会の寄付行為により昭和45年に設立された財団法人であり、同医師会から当協会の副理事長・理事・監事および評議員が就任しており、がん検診における協力・指導だけでなく、県民健康センターの健診業務においては、診察や子宮がん検診の出務医師派遣を受けている。

また、健診センターの機能は健診実施だけではなく健診後の精密検査や治療へ適切に対応することにもあるが、県内全域からの受診者に対し、県医師会を通じて各地区医師会医療機関と連携し迅速な対応が取れることは重要だと考える。また、慢性疾患についてはかかりつけ医と密接に連携し適切な対策を講じることで悪化を防ぐことができる。

このように当協会は福井県医師会と常に連携することにより、県民に対する健診業務および健康情報を安心安全に提供することができる。

9 管理運営状況の自己評価

当協会は平成25年の公益財団法人への移行を機に5年毎に中期事業計画を策定し、“今後のあるべき姿の実現”に取り組んできた。

令和元年度から指定管理を受けた県民健康センターは、令和2年からコロナ禍において医療機関が健康診断の受け入れ制限をせざるを得ない中、徹底した感染対策のもと健診を行い、健診機関としてセーフティネットの役割を果たし受診者は増加している。

令和3年度には多職種スタッフによる県民健康センター業務検討委員会を設置し、オプション検査の導入、センター内の環境美化等さまざまな課題に対応している。また、毎年受診者を対象にアンケートを実施し、スタッフの対応や健診結果説明等満足度の高い評価を得ている。

経営状況においては、新型コロナウイルス感染症対策費用、水道・電気料の燃料費の高騰など社会環境の変化を受け厳しい状況であるが、より安全で質の高い健診を提供するため、組織体制、経営財源の確保など抜本的な見直しが必要であると考え。今後、当協会が安定した事業を提供していくため、第3次中期事業計画(R5～R9)を策定し、必要な事業目標を新たに目指すべき方向性に示したところである。

事業運営については、これまでと同様に実施計画・実行・改善に取り組み、事業の進捗状況や課題について、協会内部組織である経営会議(所属長会議)において自己評価を行い、指定管理事業を確実に実施してきた。

10 福井県への提案

○災害時の施設有効活用

当協会は結核予防会福井県支部として災害ネットワークに加入しており、災害時には医療分野の職員と他施設と協力し支援が行える。

11 現に従事している職員の雇用についての提案

特になし

